

12 その他

1 授産施設相互利用等の取扱いについて

身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用については、「身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用制度について」(平成12年11月15日厚生省障第 845号)の別紙「身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用制度実施要綱」により、実施されている。

授産施設の支援費は、身体障害者にあつては指定特定身体障害者授産施設を利用する場合に、知的障害者にあつては指定特定知的障害者授産施設を利用する場合に支払われるものであるため、身体障害者が指定特定知的障害者授産施設又は精神障害者授産施設を利用した場合や知的障害者が指定特定身体障害者授産施設又は精神障害者授産施設を利用した場合には支援費を支払うことはできない。

そのため、これまでと同様、授産施設を相互利用できる仕組みを別途設ける予定であるので、ご留意願いたい。

なお、「身体障害者デイサービス事業及び在宅知的障害者デイサービス事業の運営について」(平成12年11月22日障第49号)により実施されているデイサービスの相互利用についても、これまでと同様の仕組みを別途設ける予定としているところである。

2 知的障害者入所施設の医療費の取扱いについて

現行の措置制度における知的障害者入所施設の入所者が疾病等により医療機関で治療を受けた場合には、医療費のうち、社会保険において給付が行われる額を控除した額(自己負担額)を措置費の支弁対象として医療の給付を行っているところである。

支援費制度においても、現行と同様の取扱いとする予定であるので、ご留意願いたい。

3 身体障害者訪問入浴の取扱いについて

身体障害者の居宅を訪問して行う入浴介護サービスについては、「身体障害者居宅生活支援事業の実施等について」(平成12年 7月 7日障第 528号)の別添2「身体障害者デイサービス事業運営要綱」の5の(7)により実施してきたところであるが、今般、支援費制度における身体障害者デイサービスとは別の事業として実施することとし、平成15年度概算要求を行っているところであるので、ご留意願いたい。

4 知的障害者地域生活援助（グループホーム）の国庫補助について

知的障害者地域生活援助（グループホーム）は、知的障害者の地域生活を支援する重要な在宅施策であり、平成15年度から知的障害者地域生活援助支援費については、市町村が支給することとなるが、この国庫補助に当たっての負担割合は、居宅介護支援費等と同様、国1/2、指定都市・中核市1/2又は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることとしている。

また、知的障害者地域生活援助支援費に係る国庫補助が予算補助であり、事業の円滑な実施及び予算の適正な執行を図る等の観点から、今年度と同様、既に国庫補助を受けている事業に係るものの外、新規事業開始分について、事前に調査をお願いすることとしている。

なお、調査の実施時期等については、別途お知らせすることとしている。

5 指定身体障害者更生施設等における繰越金等の取扱いについて

平成15年4月1日から支援費制度が施行されることにより、身体障害者更生施設等においては、現行の措置費から支援費に移行することとなる。

施設訓練等支援費は、支給決定障害者が指定施設からサービスを受けたときに、当該支援に通常要する費用が支給されるものであり、これまでのような措置委託に要する費用とは性格が異なることから、その資金の使途については、「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成5年3月19日社援施第39号）及びこれに関連する通知は適用せず、これまでのような制限を緩和し、弾力的な運営が可能となるようにすることとしている。

また、平成14年度末までに生じた措置費の引当金及び繰越金については、制度移行時における当初の運転資金（いわゆるつなぎ資金）として必要な経費に充てることができること等、その取扱いについて現在検討を進めているところである。

今後、具体的な内容がまとまりしだい、通知等で連絡することとしている。

なお、支援費制度施行後における社会福祉法人立の指定事業者及び指定施設については、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社援第310号）別紙社会福祉法人会計基準及び「授産施設会計基準の制定について」（平成13年3月29日社援発第555号）別紙授産施設会計基準により会計処理を行うこととなるので、指定施設・事業者に対し、ご指導願いたい。

6 支援費制度導入に伴う経営資金の貸付について

現行の措置制度の下では、サービス提供月の当初等に措置費の支払いが行われているが、施設訓練等支援費については、サービスを提供した月の翌月末までに（居宅生活支援費については翌々月までに）支払うことを標準としているため、制度移行時に事業者・施設に収入の空白期間が生じることになる。

このため、施設運営に支障をきたすことなく支援費制度を円滑にスタートさせるため、平成14年度末までに生じた措置費の引当金及び繰越金の活用等のほか、社会福祉・医療事業団による支援費導入に伴う経営資金（いわゆるつなぎ資金）の貸付についても検討しているところである。

なお、貸付条件等については、予算編成過程で決定されるものであるが、借入の事務手続き等について、今後とも可能な限り情報提供していくこととしたい。